

答申 情第64号

令和元年6月27日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年12月6日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年5月9日付け相模原市指令（こ家課）第77号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成29年4月25日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「児童相談所措置部会の会議録（平成28年5月18日～平成28年11月末）」の公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「第58回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録」ほか5件を公開請求に係る公文書と特定し、このうち個別事例に係る児童相談所措置部会の意見及び質疑応答並びに説明者の所属及び職氏名は、事例の対象である個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第1号に該当するとの理由により、また、個別事例に係る児童相談所措置部会の意見及び質疑応答は、同部会が個別事例に関する処遇等を審議する性質を有しており、これを公にすることにより、同部会における委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため条例第7条第4号に該当するとの理由、及び児童福祉法の規定に基づく市が行う要保護児童等の保護措置に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第5号エに該当するとの理由により、平成29年5月9日付けで公開請求に係る公文書の一部を非公開とする決定を行い、審査請求人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3) 平成29年8月7日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年12月6日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び審査会での意見陳述によると、おおむね次のように主張している。

本件処分は、会議録の内容を実質上全面非公開としたものであり、その理由が条例に反するものであることから、全ての処分を取り消すことを求める。非公開の理由として、条例第7条第1号、第4号及び第5号エに該当するとしているが、その理由は条例に反するもので違法な処分であるとして次のとおり主張している。

(1) 条例第7条第1号該当性について

本件処分の非公開理由として、「(措置部会の)事例の対象である個人に関する情報」であって「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」としているが、そもそも請求者は当該措置部会で審議されている対象児童について、相模原市と里親委託契約をしている者で法定代理人に相当する関係にあり、非公開に該当する個人情報に当たらない。

本件公開請求は、対象児童の監護・教育をする里親としての義務から対象児童の状態と一時保護の理由などを把握する必要性があって行われたものであり、それはとりもなおさず、児童福祉法で定められた、対象児童の権利利益の保護を目的としたものであって、「個人の権利利益を害するおそれ」どころか、請求人に公開することが、対象児童の健全な育成と最善の利益に不可欠なものである。しかも、条例第7条第1号ア、イでは個人情報非公開を認める例外を定めている。

仮に、里親との前提条件はないとして、個人名や個人情報は非公開であったとしても、相模原市児童相談所が本事例でどのような判断をしたかを公にすることは、児童福祉法の適正な遂行を市民が検証するに不可欠であり、条例第1条でいう「市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨に即した市政の運営に寄与することを目的とする」ことからしても公にされるべきものである。

(2) 条例第7条第4号該当性について

ア 本件処分の非公開理由として、条例第7条第4号を上げ「児童相談所措置部会の意見及び質疑応答については、同部会が、個別事例に関する処遇等を審議する性質を有しており、これを公にすることにより、同部会における委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがある」としているが、この非公開理由は、単に条例の該当条文をそのまま記述したに過ぎず、公にすることによって具体的に何がどのように「おそれ」があるのか明らかにされておらず「理由」とはなっていない。

また、本件処分は、児童相談所措置部会の審議内容が全面的に非公開となっており、どの部分が「おそれ」に該当するか不明である上に、「おそ

れ」の無い部分もあるはずであるにも関わらず全面的に非公開とすることは、本条項に違反するものである。

イ 非公開理由として「これを公にすることにより、同部会における委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を上げているが、本条文は、最終的な結論を得るために審議過程での自由な意見交換を保障するためのものである。しかし、本件請求時点（平成29年4月27日）では既にその結論が確定している段階であり、公開されることにより自由な審議を阻害するものではない。

ウ 非公開理由として「委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」としているが、本条の趣旨は、一般的、抽象的なおそれを言うのではなく、「不当に」とあるように審議、検討過程の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味するものであるが、本件処分においてはそれらの検討がなされないまま全面的に非公開となっており、本条を理由とした非公開は条例に反するものである。

（3）条例第7条第5号エ該当性について

本件処分の非公開理由として、条例第7条第5号エを上げ、「本市が行う要保護児童等の保護措置に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」としているが、児童福祉法に基づく児童の保護等の事業は、その児童の親権者との信頼関係の上でなされるべきもので、措置部会での審議が親権者と児童の関係を適切に把握しているか、親権者の意見を正確に把握しているかなどを親権者が知ることは、正に情報公開制度の趣旨にそった公開されるべき情報である。

また、措置部会の情報公開が、「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」など到底あり得ないことであり、むしろ積極的に公開されるべき情報である。

非公開理由に、どの部分はその理由に該当するか明示されていないが、仮に事業の適正な遂行に支障を及ぼす内容があるのであれば、その部分のみを非公開にすべきもので、会議録の内容の全面非公開理由にならない。

（4）条例の趣旨について

そもそも条例は第1条で「市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨に即した市政の運営に寄与することを目的とする」と定め、第7条で公文書公開の原則を定めているのであって、同条第1号から第6号の情報は例外的に「公開しないことができる」と定めたものにすぎない。しかしながら、本件処分は、

条例でいう「知る権利を尊重」せず「説明責任をまっとう」せず、「情報公開請求の権利を尊重」しないよう「条例を解釈」し、市民と市との信頼関係を破壊する処分と言わざるを得ない。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開請求の対象となった公文書について

実施機関は、本請求に係る対象公文書について、次のとおり特定した。

- ア 第58回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録
- イ 第59回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録
- ウ 第60回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録
- エ 第61回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録
- オ 第62回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録
- カ 第63回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録

(2) 非公開とした部分

本件対象公文書のうち、非公開とした部分は、個別事例に係る児童相談所措置部会の意見及び質疑応答並びに説明者の所属及び職氏名

(3) 非公開とした理由について

ア 条例第7条第1号該当性について

審査請求人は、「当該措置部会で審議されている対象児童について、里親委託契約をしている者で法定代理人に相当する関係にあり、非公開に相当する「個人情報」に当たらない。」と主張しているが、公文書公開請求の制度は、請求人が誰であろうと、個人情報に関わる箇所については、非公開となるため、請求者と審議されている対象児童との関係に関わらず、個人情報に関わる箇所は非公開となる。

また、「里親との前提条件はないとしても、個人名や個人情報は非公開であったとしても、相模原市児童相談所が本事例でどのような判断をしたかを公にすることは、児童福祉法の適正な遂行を市民が検証するに不可欠であり」との主張をしているが、児童相談所の判断は、個人の処遇に関わることであり個人情報に該当するため、非公開となる。

イ 条例第7条第4号該当性について

審査請求人は、

- (ア)「公にすることによって具体的に何がどのように「おそれ」があるのかわかりやすく、理由」とはなっていない。」どの部分が「おそれ」に該当するか不明である上に、「おそれ」のない部分もあるはずであるにも関わらず全面的に非公開とすることは、本条項に違反するものである。」
- (イ)「最終的な結論を得るために審議過程での自由な意見交換を保障するためのものである。しかし、本件公開請求時点(平成29年4月27日)では既にその結論が確定している段階であり、公開されることにより自由な審議を阻害するものではない。」
- (ウ)「本条の趣旨は、一般的、抽象的なおそれを言うのではなく、「不当に」とあるように審議、検討過程の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看護(原文どおり)し得ない程度のものを意味するものである。」しかしながら、本件処分においてはそれらの検討がなされないまま全面的に非公開となっており、本条を理由とした非公開は条例に反するものである。

と主張している。児童相談所措置部会は継続的に、児童の最良の利益を図るためにその処遇について審議しており、委員の意見を公開することにより、委員への接触等、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断したため、一部公開としている。

ウ 条例第7条第5号エ該当性について

児童相談所措置部会の審議する案件は、本市が行う要保護児童等の保護措置に関する情報で個人の処遇に関わることであり、これらの情報を公にすることは要保護児童等の支援に支障をきたし、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと判断したため、一部公開とした。

なお、審査請求人は「措置部会での審議が親権者と児童の関係を適切に把握しているか、親権者の意見を正確に把握しているかなどを親権者が知ることが、正に情報公開制度の趣旨にそった公開されるべき情報である。また、措置部会の情報公開が「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」など到底あり得ないことであり、むしろ積極的に公開されるべき情報である。」「仮に、事業の適正な遂行に支障を及ぼす内容があるのであれば、その部分のみを非公開にすべきもので、会議録の内容の全面非公開理由にはならない。」と主張しているが、里親は親権者にはあたらない、また、たとえ請求人が親権者の場合であったとしても、公開し

ない理由は前述したとおりとなる。

5 審査会の判断

(1) 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、原則公開の例外として、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開とするものである。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別されうるような情報が記録された公文書を原則非公開と定めたものである。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報となる趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」としては、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

児童相談所措置部会は、相模原市社会福祉審議会条例(平成14年相模原市条例第43号)第8条に基づいて、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に設置された部会であって、その所掌事項は、相模原市社会福祉審議会運営要綱第3条第2号において、「里親への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、これらの措置の解除、停止又は変更する場合の意見、一時保護の継続等に関する意見及び被措置児童等虐待を受けたと思われる児童の通告に係る意見を具申する。」と定められている。

児童相談所措置部会は、個人情報を取り扱うため非公開で開催されており、会議録には諮問した児童相談所が児童及び保護者等の要配慮個人情報を含んだ個別事案に関しての意見や委員との質疑応答等した内容が記載されている。厚生労働省の「児童相談所運営指針について(平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知)」によると、児童相談所措置部会の運営に際し

ては、児童や保護者等のプライバシー保護に慎重な取り扱いが求められており、審議資料や会議録に関しても、人名を伏せる、配付資料を回収する等、子どもや保護者等のプライバシー保護に十全の配慮が求められているところである。

これらのことを踏まえ、当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、個別事案に係る児童相談所措置部会の意見や委員との質疑応答は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることを確認した。これらは同号本文に該当する。

なお、意見や委員との質疑応答であっても、他の情報と結びつくことがなく、その内容から個人の権利利益の侵害のおそれがない部分については、同号本文には該当せず、公開すべきである。

また、審査請求人は、「当該措置部会で審議されている対象児童について相模原市と里親委託契約をしている者で法定代理人に相当する関係にあり、非公開に相当する「個人情報」に当たらない。」と主張しているが、非公開情報とは、公開請求者のいかに問わず判断するものであることから、特定の個人に関する情報について、当該本人が公開請求した場合や本人の同意を得て公開請求した場合であっても、本号ただし書に該当しない限り、公開することができないものであり、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「法令等の規定により」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている場合に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われることを意味し、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。また、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。

実施機関が非公開とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、上記に該当する情報は含まれていなかった。

(3) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

条例第7条第1号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護

するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、公開することを定めたものである。

審査請求人は、同号ただし書きイに該当する旨主張しているが、実施機関が非公開とした部分について、当審査会において対象公文書を見分したところ、公にすることにより保護される利益が個人の正当な権利利益に優越する場合とまではいえず、同号ただし書きイに該当する情報とは認められない。

(4) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものである。

実施機関が非公開とした部分について、当審査会において対象公文書を見分したところ、公務員の所属、職名及び氏名が記載されていることを確認した。

実施機関によると、公務員の所属、職名及び氏名を公開することで、「時期と複数の組み合わせで、だれの個別案件を審議しているのか判明する。」との主張があった。他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとの主張であるが、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報と解するのが相当であると考えられ、特定の人でなければ知り得ない情報をもって個人を識別することができることを主張することは条例の規定を広く解釈したものであり、当該情報は条例第7条第1号本文に該当せず、公開すべきである。

(5) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とするものである。

審査請求人は、同条第4号についても主張しているが、既に上記のとおり(1)から(4)で述べたとおりであるから、同条第4号について判断するまでもない。

(6) 条例第7条第5号工該当性について

条例第7条第5号は、原則公開の例外として、「市の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開と定めたもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち工は、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非公開とすることを定めたものである。

この場合の「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

児童相談所措置部会における審議は、委員の自由な意見交換から始まり、審議内容に応じ論点を整理し意見交換を繰り返すことを通じ、部会としての意見を取りまとめていくものであり、その審議経過においては、委員の自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。

実施機関が非公開とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、児童相談所措置部会の委員の個別の意見、質問及び事務局の発言が記載されていることを確認した。

実施機関は、本件非公開部分を公開することで児童福祉法の規定に基づく要保護児童等保護措置の決定等事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号工に該当するものとして非公開とした理由を説明しているが、その根拠の一つとして審査請求人関係者による審査会委員への接触の事実をあげている。

本件非公開情報が公開されることになれば、委員が利害関係者等からの不当な圧力や干渉を加えられることを懸念し、自由かつ率直な意見の表明を差し控えるおそれがあるという実施機関の説明は首肯できる。また、当児童相談所措置部会は継続的に反復して行われるものであり、審議過程が明らかになると、今後の同種の事案における委員間の率直な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれもあり、要保児童等保護措置の決定等事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、おそれの程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるため、非公開とした決定は妥当である。

なお、委員の発言等であっても、その内容から当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがない部分については、同号工に該当せず

公開すべきである。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(8) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件処分については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであると判断する。

6 付言

実施機関から、本件諮問に伴い当審査会へ提出した文書の一部について、公文書公開（一部公開）決定処分により審査請求人へ公開した文書と相違していたとの報告があった。その内容は、第58回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録の一部が欠落していたというものである。実施機関から当審査会へ報告されたのは答申後であったことから、平成31年3月28日付け答申情第63号を撤回し、改めて審査を行うという異例の事態となった。

相違した原因は、実施機関からの報告によれば、審査会用資料を作成するために、パソコン上で当該会議録の非公開とした部分のマスキングを外す作業の過程において、誤ってマスキングと同時に文章の一部を削除してしまったものと推察されるとのことであった。

当審査会において新たに提出された文書について見分したところ、相違したことに特段の意図は疑われなかったものの、そもそも瑕疵ある文書が提出されたことは、審査そのものの信頼性を損ない、ひいては審査会制度の根幹に関わる極めて問題のある事務処理と言わざるを得ず、誠に遺憾である。

今後、実施機関においては、本件瑕疵の重大性を十分に認識した上で、慎重で適切な事務処理を行っていただくことを強く望むものである。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月6日	実施機関からの諮問
平成30年9月11日	審議
平成30年10月24日	審議 実施機関からの意見聴取
平成30年12月19日	審議 審査請求人及び参加人の意見陳述
平成31年1月16日	審議
平成31年3月22日	審議
令和元年6月19日	審議

第2部会委員 高佐 智美
村山 貴子
安永 佳代

別表

区 分	公開すべき部分
第 5 8 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録	
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P1	表題から数えて 8 行目、1 0 行目、1 1 行目
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P2	行頭から数えて 3 2 行目、3 7 行目、3 8 行目
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P3	行頭から数えて 1 6 行目
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P4	行頭から数えて 2 1 行目、3 0 行目
第 5 9 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録	
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P1	表題から数えて 8 行目
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P2	行頭から数えて 3 5 行目
別紙：個別事例の審議について（事例 2） P3	表題から数えて 7 行目、8 行目
第 6 0 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録	
別紙：個別事例の報告について（事例 3）(前回出来なかった事例) P1	表題から数えて 8 行目
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P2	表題から数えて 8 行目
別紙：個別事例の審議について（事例 2） P5	表題から数えて 5 行目
第 6 1 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録	
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P1	表題から数えて 1 0 行目の先頭から 1 1 文字
別紙：個別事例の審議について（事例 2） P3	行頭から数えて 3 行目、8 行目
別紙：個別事例の審議について（事例 3） P3	表題から数えて 6 行目、1 0 行目
第 6 2 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録	
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P1	表題から数えて 8 行目、1 7 行目
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P2	行頭から数えて 9 行目
別紙：個別事例の審議について（事例 2） P4	表題から数えて 5 行目
第 6 3 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会会議録	
別紙：個別事例の報告について（事例 1） P1	表題から数えて 5 行目

